

# 令和4年度一般会計補正予算3議案を可決

## 住民税非課税世帯やひとり親世帯などへ給付金を支給

議案第40号 令和4年度加西市一般会計補正予算(第1号)について

### 質疑

**住民税非課税世帯等臨時特別給付金** 5,500万円の増

**問** 給付金の概要について。

**答** 物価高騰等に直面する生活困窮者等の方々が一層速やかに暮らしの支援を受けられるよう、1世帯当たり10万円を支給します。

**問** 支給対象世帯は。

**答** 令和3年度の住民税は課税されていたが、令和4年度に新たに世帯全員の住民税が非課税となった世帯、及び令和4年1月以降の収入が減少し住民税非課税相当の収入となった家計急変世帯が対象です。ただし、令和3年度に同給付金を受給された世帯は対象外です。

**問** 手続等について。

**答** 7月中旬ごろに世帯全員の住民税均等割が非課税の世帯に確認書を郵送し、支給要件や振込先等の確認後に給付金を振り込む予定です。

家計急変世帯や転入世帯の方は申請が必要となり、申請内容を確認した後、対象の世帯に振り込みます。

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ  
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内  
支給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

**子育て世帯生活支援特別給付金** 3,600万円の増

**問** 給付金の概要について。

**答** 食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、18歳以下の児童1人当たり5万円を支給します。

**問** 支給対象者は。

**答** ひとり親世帯の場合は、児童扶養手当を受給している方、及び児童扶養手当を受給していないが、家計急変等で受給している方と同水準の収入となった方が支給対象です。また、ふたり親世帯の場合は、令和4年度の住民税が非課税の世帯、及び家計急変世帯が支給対象です。

**問** 手続等について。

**答** 児童手当、児童扶養手当の受給世帯には、その仕組みを利用して案内書を送付し、内容確認ができ次第、6月末までに支給したいと考えています。

高校生のみを扶養している方や家計急変世帯は申請書の提出が必要となります。申請書を受け付けた後、内容を確認して対象者に振り込みます。

### 討論

なし

### 議決結果

全会一致で原案可決

ひとり親の皆さまへ、大切なお知らせ  
厚生労働省  
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)のご案内  
ひとり親世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します!

1. 支給対象者

- 以下の①~③のいずれかに該当する方
- ① 令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※ 上記の②又は③に該当する場合であっても、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

2. 支給額

児童1人当たり一律5万円

大切なお知らせ  
ひとり親世帯(今回の給付金を受取済みでない方へ)  
厚生労働省  
令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金のご案内  
子育て世帯の支援のため、給付金の支給を実施します!

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

- ① 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等(※令和5年2月末までに生まれた新生児も対象になります。)
- ② 令和4年度住民税(均等割)が非課税の方または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり一律5万円